

平成17年2月16日
気象庁予報部

配信資料に関する技術情報（気象編）第184号

～平成17年3月1日に実施する細分区域の変更について～

熊本県及び長崎県における細分区域をまたぐ市町村合併に伴い、各県で細分区域を変更します。この変更は平成17年3月1日（火）13時（日本標準時）から実施します。

細分区域の変更及び対象となる市町村合併の概要は、以下のとおりです。また、各県における新旧の細分図を別紙1，2に示します。

なお、この細分区域の変更に伴う区域名及び区域コードの変更はありません。

配信に関する技術情報（気象編）第178号にてお知らせしています平成17年3月1日に実施する細分区域の変更は区域名及び区域コードの変更するもので、今回の変更は区域名及び区域コードの変更を伴わない細分区域の変更です。

1．細分区域の変更概要

都道府県名	概要
熊本県	平成17年2月11日に発足した上益城郡山都町全域を一次細分区域「熊本地方」、二次細分区域「上益城」に含める。
長崎県	平成17年3月1日に発足する諫早市全域を二次細分区域「諫早・大村地区」に含める。

2．細分区域変更の対象となる市町村合併

合併日	都道府県名	新市町村名	合併対象市町村名	合併前に属している細分区域	
				一次細分区域	二次細分区域
H17.2.11	熊本県	上益城郡 山都町	上益城郡矢部町	熊本地方	上益城
			上益城郡清和村		
			阿蘇郡蘇陽町	阿蘇地方	-
H17.3.1	長崎県	諫早市	諫早市	南部	諫早・大村 地区
			北高来郡森山町		
			北高来郡飯盛町		
			北高来郡高来町		
			北高来郡小長井町		
西彼杵郡多良見町	長崎地区				

3．細分区域変更の移行措置

細分区域変更の移行措置として、対象となる区域に対して発表した注意報・警報が変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦、当該注意報・警報を全て解除し、変更実施時刻後に、改めて新しい細分区域に対し、注意報・警報を発表します。

この際、「解除」電報の本文には「この電文は、細分区域の変更に伴い発信したものです。新しい細分区域に対応した電文をまもなく発信します。」などと記述し、実際には解除でない旨を記載することとします。情報の利用に当たっては、この点に留意頂きますようお願いいたします。

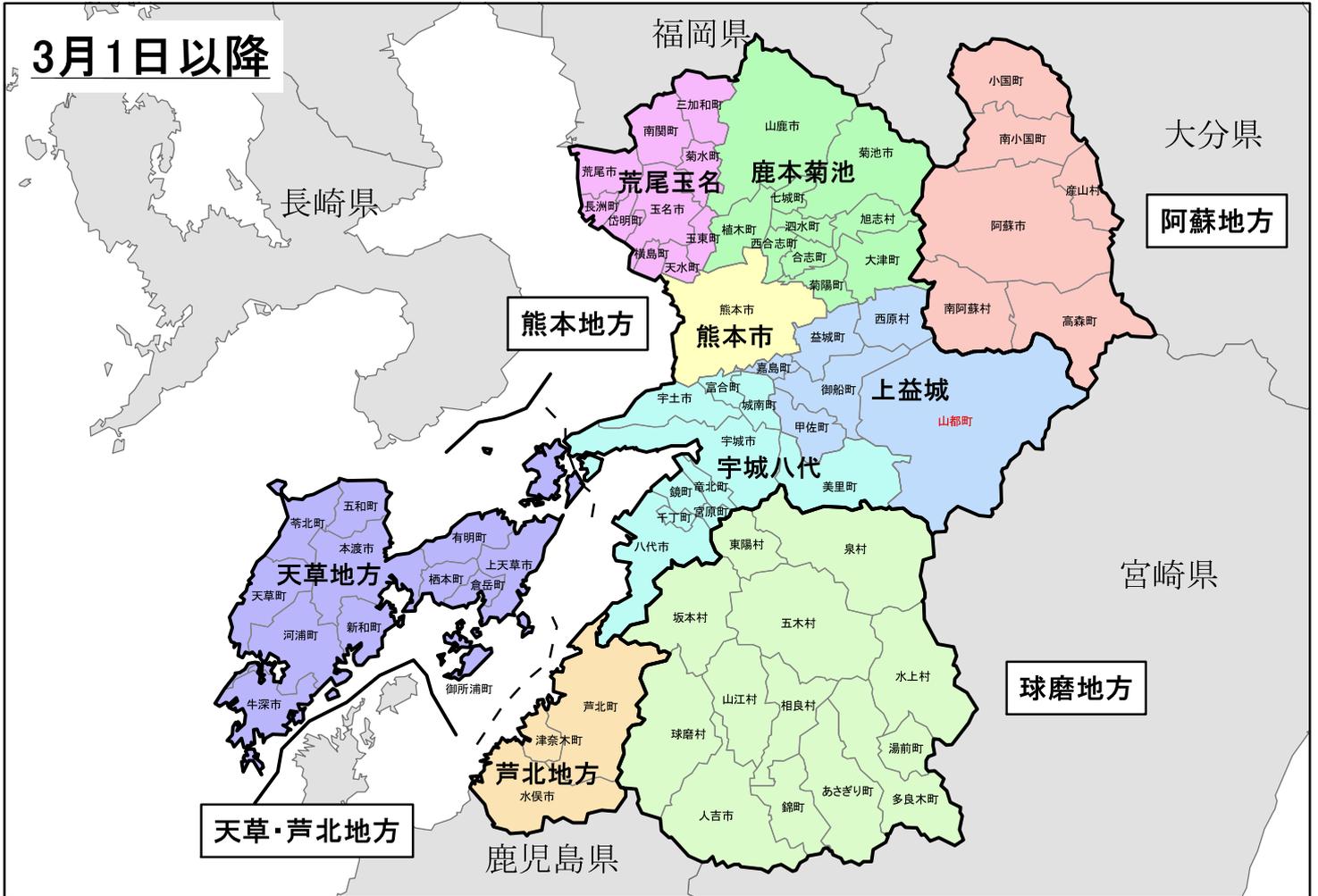
[添付資料]

別紙 1：熊本県の新旧細分図

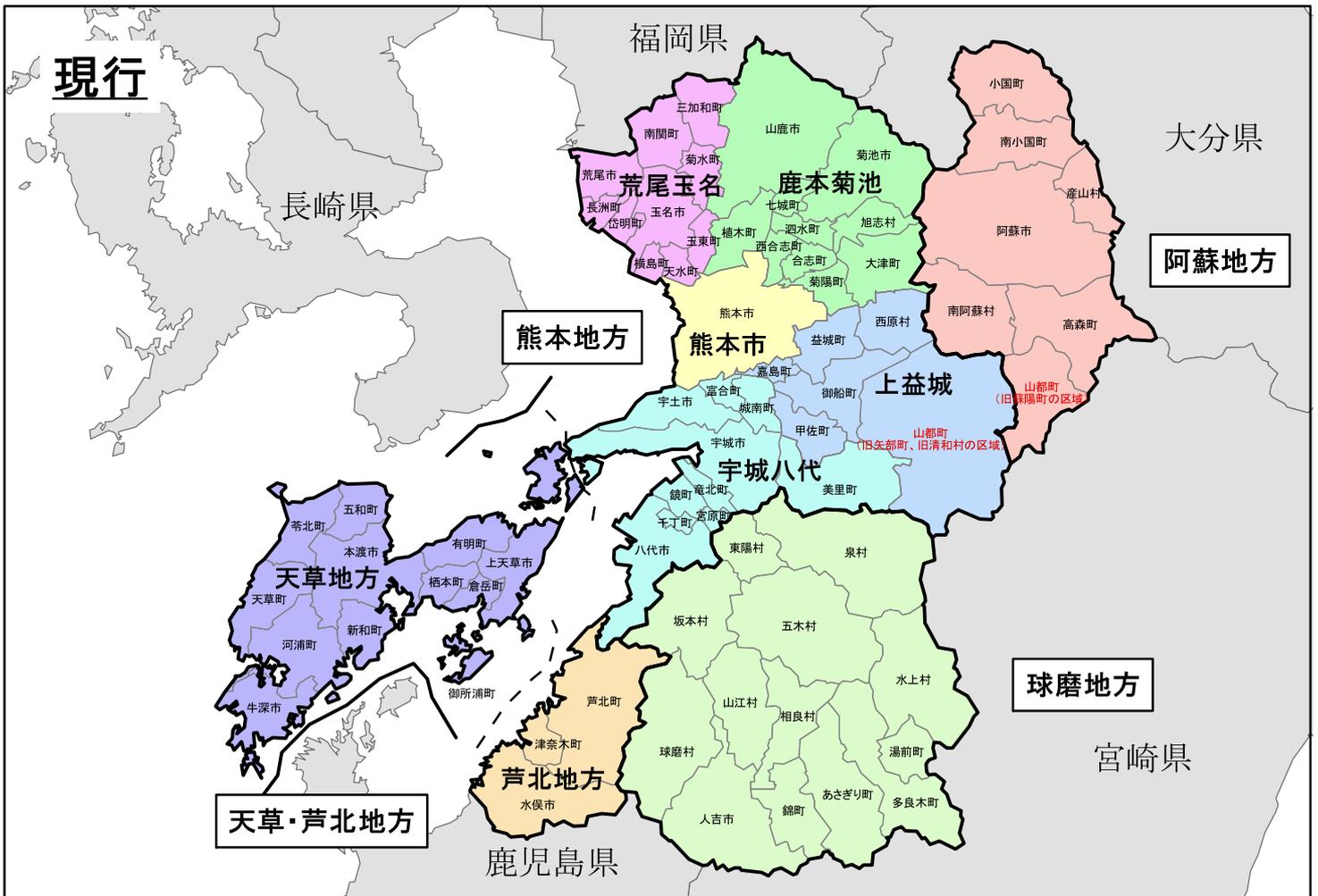
別紙 2：長崎県の新旧細分図

別紙1: 熊本県の新旧細分図

3月1日以降



現行



別紙2: 長崎県の新旧細分図

